

第2回川口市協働推進委員会 次第

日 時 令和8年3月26日（木）
午後2時00分
場 所 かわぐち市民パートナーステーション
会議室4

1 開 会

2 議 事

- (1) 協働の周知に係る職員研修について
- (2) その他

3 閉 会

配布資料一覧

- 資 料 1 職員研修概要（案）
- 資 料 2 職員研修（案）

川口市職員対象 「協働に関する研修」概要①

- 名称： 協働に関する研修（仮）
- 対象： 全職員
- 実施方法： 動画視聴
- 想定時間： 45分程度（20～30枚のスライドを使用）
- 目的： 川口市職員に協働とは何かについての基本的な考え方、市の取り組みについて理解を促す。

1

川口市職員対象 「協働に関する研修」概要②

- 内容： 「川口市の協働の推進に関する基本方針」（以下、「方針」）の内容を研修としてまとめる。大きく分けて5段階（まとめ含めると6）に分けて説明。
- 1) 研修の目的
本研修の目的を明らかにし、研修を行う意味を理解してもらう。
 - ・令和5年度「協働に関するアンケート」の結果
「協働の意味を知らない」と回答した職員が73%だったことを強調。
 - 2) なぜ協働が必要なのか（方針P1～2）
 - ・協働の基本的な考え方
市民等と行政がそれぞれの得意分野を活かし対等な関係で社会的な課題解決に向け協力する。
 - ・協働の目的
社会課題の効果的な解決を図る。
 - ・協働を実施する場合の判断
公益性、非営利性、相乗効果
 - ・協働の担い手とは
市民等（市民、地縁団体、市民団体）、事業者、教育機関等、市

2

川口市職員対象 「協働に関する研修」概要③

- 内 容： 3) どう協働を行うのか（方針P3～5）
- ・効果的な協働の為の考え方
（方針P3の図）社会的な課題に対し行政の施策の範囲、市民等の活動の範囲、その交わる部分が協働の範囲となることを解説。
 - ・協働に取り組むにあたって
（方針P4の図）協働をすることが目的ではない事を強調（協働は手段である）。協働事業を開始する前に、相手主体と事業の実施目的や方法、役割分担などをすり合わせることの重要性を説明。
 - ・協働の形態
協働の形態（後援・協賛、補助金・助成金、共催、実行委員会・協議会等、委託・指定管理）を説明。

3

川口市職員対象 「協働に関する研修」概要④

- 内 容： 4) 協働推進課の取り組み（方針P6～9）
- 方針では「市の取り組み」となっているが、内容は協働推進課が実施している事業であるため、市職員に対しては「協働推進課の取り組み」として説明する。
- ・協働のための人づくり（協働の担い手の育成）
育成（青少年ボランティア育成事業、盛人大学、その他）、市職員の協働に関する理解・実施能力の向上（研修等）の説明。
 - ・協働のための環境づくり
（協働の相談窓口、市民団体の交流の機会づくり）
協働推進課の協働窓口としての役割、市民団体の交流の機会づくり（ボランティア見本市）などを説明。
 - ・協働のための仕組みづくり
（市の施策の情報提供、中間支援組織の役割、支援策等）
中間支援組織（コーディネート機能を持つ組織、かわぐち市民パートナーズステーション、かわぐちボランティアセンター）の説明、かわぐち市民パートナーズステーションが行っている市民団体支援についての説明。
- 5) 市民団体と市との協働の事例
- ・市民団体等と川口市各課が実施した協働の事例を2、3点紹介。

4

川口市職員対象 「協働に関する研修」概要⑤

- 内 容： 6) まとめ
- ・協働の目的について再度説明。
 - また、協働推進課、かわぐちボランティアセンターの連絡先を紹介、各課や市民等からの協働の問い合わせについて、連絡して欲しい旨説明。

協働について

川口市市民生活部 協働推進課

1

本研修の目的

2

本研修の目的

この研修は、協働とその意味について、多くの職員に理解してもらう事を目的とした研修です。

以下の4点について説明します。

- 1 なぜ協働が必要なのか
- 2 どう協働を行うのか
- 3 協働推進課の取り組み
- 4 市民団体と市との協働の事例

なお、この研修は「川口市の協働の推進に関する基本方針」の内容を基に解説いたします。

3

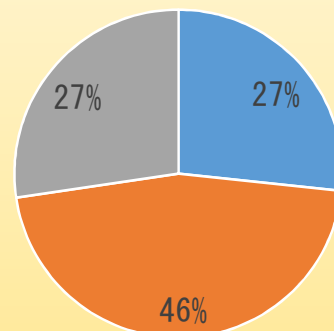
(参考) 川口市職員における協働の認知度

令和5年度「協働に関する職員アンケート」結果より

調査対象	川口市全職員 4,755名 (令和5年10月時点)
回答数	1,383名 (回答率29%)

協働の意味を知っているか？

回答項目	回答数	割合
①知っており、意味も理解していた。	369	27%
②聞いたことはあったが、意味を理解していなかった。	636	46%
③知らなかった。	378	27%



- ①知っており、意味も理解していた。
- ②聞いたことはあったが、意味を理解していなかった。
- ③知らなかった。

→ 協働の意味を理解していない職員は、②、③の回答を合わせ73%

4

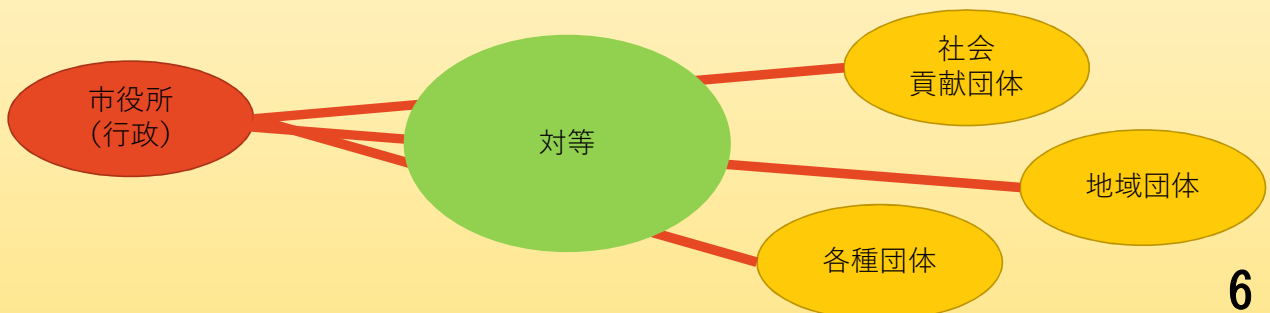
1 なぜ協働が必要なのか

5

そもそも協働とは何か

協働の基本的な考え方は、

「公益のために自主的な活動をする団体等と行政がそれぞれの得意分野を活かし対等な関係で社会的な課題解決に向け協力する活動（営利や布教、政治を目的とした活動を除く）」



6

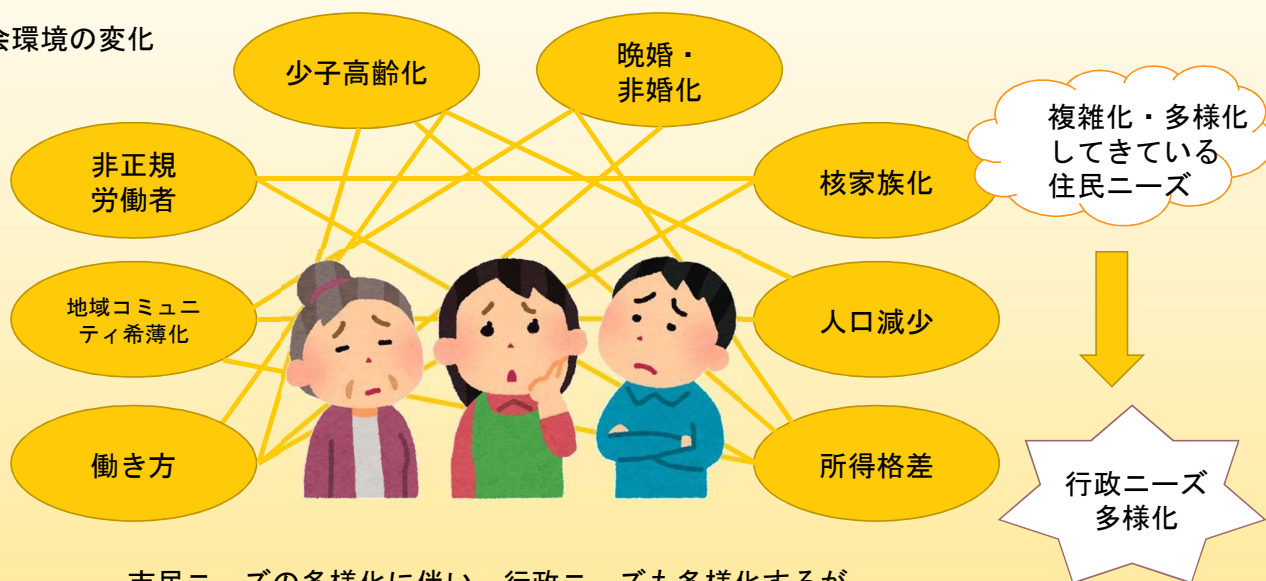
協働の目的①

社会、経済の成熟に伴い、個人の価値観が多様化、複雑化し、行政だけではそのニーズや課題への対応が難しくなっている。市民等はそれぞれの得意分野を活かした課題解決の取り組みを行っており、行政単独よりもお互いが協働することで、より効果的な課題解決を図ることが可能になる。

7

協働の目的②

社会環境の変化



市民ニーズの多様化に伴い、行政ニーズも多様化するが、全てに応えることは困難。市民等と行政との協働が必要。

8

協働を実施する場合の判断基準①

事業が、「公益性かつ非営利性が担保されており、協働で取り組むことにより相乗効果があるか」を、実施主体が内容により判断する。

ア 公益性

特定の個人や組織のみではなく、広く社会一般の利益にかなうもの。

イ 非営利性

無償で活動するということではなく、活動に必要な費用を確保したうえで、差し引いた利益を私的に分配していない。

協働を実施する場合の判断基準②

ウ 相乗効果

協働で取り組むことにより、より高い効果が得られる見込みがあるもの。

以上の3点を踏まえた事業を、「川口市の協働の推進に関する基本方針」では重要視しています。

協働の担い手①

協働の担い手としては、まちづくりに関わる地域の多様な主体がある。川口市では、協働の担い手を次のとおり想定している。

	主 体		協働推進条例における位置づけ
ア	市民等	市民	協働の基盤（第5条第1項）
イ		地縁団体	協働の基盤（第5条第1項）
ウ		市民団体	協働の推進において重要な役割を担う（第6条第2項）
エ	事業者		協働の担い手（第6条第2項※） ※「川口市協働推進条例の手引き」説明より
オ	教育機関等		
カ	市		協働を総合的かつ効果的に推進する（第6条第1項）

11

協働の担い手②

ア 市民	市内に在住、在勤若しくは在学する者、又は公益を目的として市内で活動するもの。 市外から市内に在勤、在学する方や市内で活動している個人も本市のまちづくりに力を発揮していただくことが期待されるとの考えから、「市民」に含める。
イ 地縁団体	町会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体。 いわゆる町会・自治会等の地域的な共同活動を行っている団体。
ウ 市民団体	市民が主体的に組織した団体。 共通の関心に基づき自主的に形成された団体（テーマ型コミュニティ）で、いわゆるNPO法人、ボランティア団体、趣味やスポーツなどの生涯学習団体等を想定している。法人格の有無を問うものではなく、非営利活動の任意団体も含める。

12

協働の担い手③

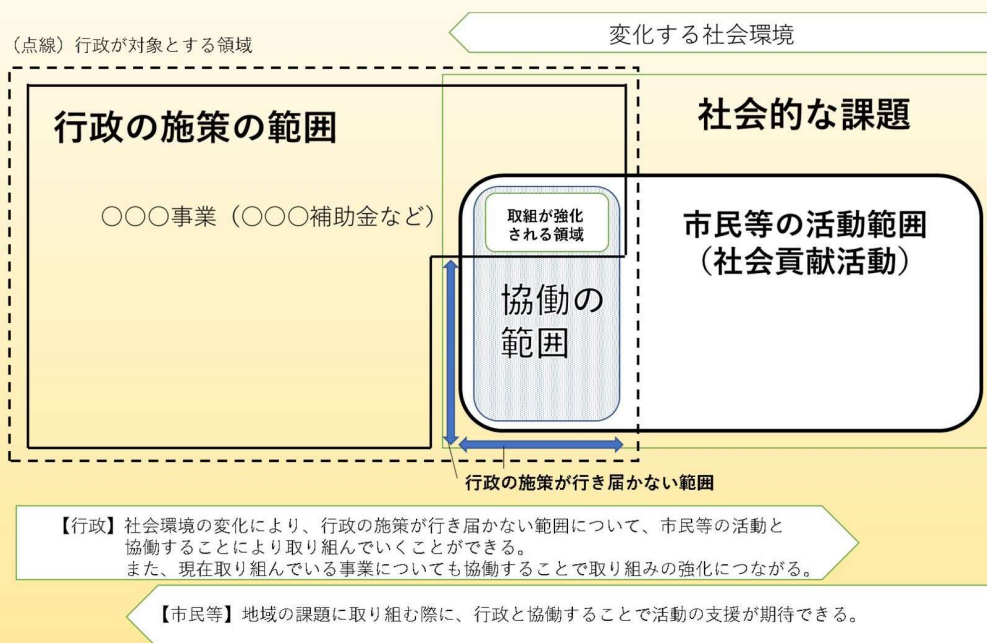
エ 事業者	市内で事業を営む個人又は法人。 市内で営利活動を行う個人や法人を含み、ほかに、社会福祉法人、医療法人、農商工団体等を想定している。
オ 教育機関等	学校その他の教育機関及び研究機関。 「教育機関」とは小学校、中学校、高等学校、大学（短期大学を含む）、社会教育施設、公共職業能力開発施設（大学校）、専修学校、各種学校などを、「研究機関」とは公共、大学、民間で設置する研究所を想定している。
カ 市	議会及び市長その他の執行機関。 行政の担い手である市も主体の一つ。

13

2 どう協働を行うのか

14

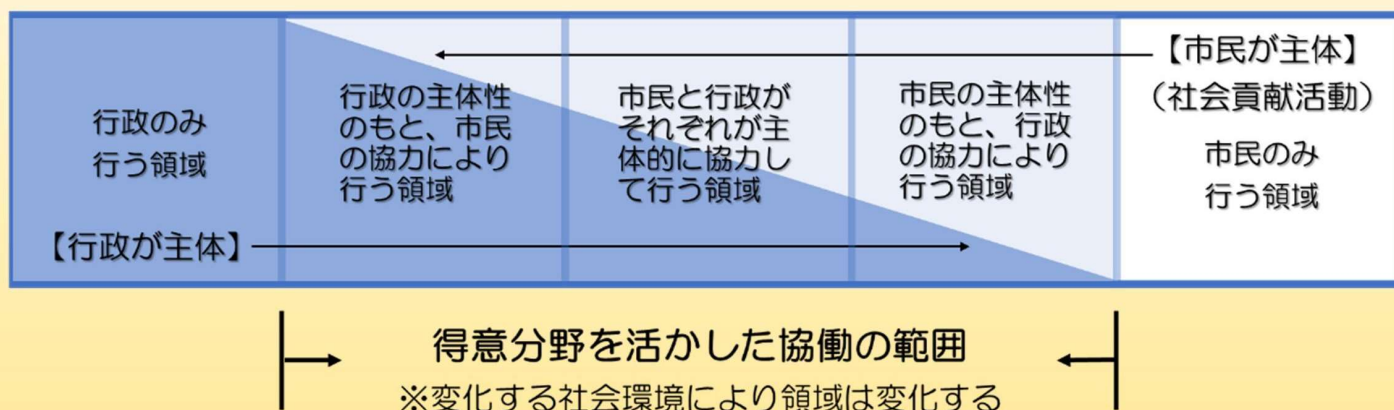
効果的な協働のための考え方



15

協働に取り組むにあたって

それぞれの得意分野を活かし、協働により課題の解決につなげることが可能になる



16

協働の形態①

ア 後援・協賛	後援は、主催者が行う事業の趣旨に賛同し、他の主体が名義使用を認めること。他の主体からの物品や金銭等の支援はないが、名義を貸し出しすることにより、事業への社会的信用を高める効果が期待できる。 協賛は、主体同士の協議により、後援と同様の効果が期待できるほか、物品や金銭等の支援がある。
イ 補助金 ・助成金	各主体が行う公益性の高い事業に、他の主体が資金面で協力すること。
ウ 共催	各主体が、共同で事業を主催すること。

協働の形態②

エ 実行委員会 ・協議会等	複数の主体が新たに一つの組織をつくり、その組織が主催者として事業を行うこと。
オ 委託 ・指定管理	主体の一方が行う事業を、効率性・専門性などの観点からノウハウを有する他の主体に事業の実施を委ねること。

3 協働推進課の取り組み

19

協働推進課の取り組み

- 協働のための人づくり（協働の担い手の育成）
- 協働のための環境づくり
（協働の相談窓口、市民団体の交流の機会づくり）
- 協働のための仕組みづくり
（市の施策の情報提供、中間支援組織の役割、支援策等）

20

協働のための人づくり（協働の担い手の育成）

育 成

支 援

年齢層	主な事業
青少年	青少年ボランティア
壮年	ボランティア広場等
盛人 (50歳以上)	盛人大学



	主な担い手
社会貢献活動	NPO法人
	市民活動団体
	町会 自治会

21

協働のための環境づくり

（協働の相談窓口、市民団体の交流の機会づくり）

ア 協働の相談窓口	協働の相談窓口は、市の担当課または協働推進課（かわぐち市民パートナーステーション内）。協働推進課では、かわぐち市民パートナーステーション登録団体の活動分野の紹介や相談を受け付けており、川口市社会福祉協議会かわぐちボランティアセンターでも同様の相談を受け付けている。
イ 市民団体の交流の機会づくり	10月第3日曜日を「ボランティアの日」と定め、10月にボランティア見本市を開催している。市内の様々な分野の社会貢献活動を行う団体が一堂に集まり、活動の紹介や団体・市民との交流を通して、市民のボランティア活動に対する関心を高めるとともに活動のきっかけづくりとしている。

22

協働のための仕組みづくり①

(市の施策の情報提供、中間支援組織の役割、市の支援策等)

ア 市の施策の情報提供	市は地域課題に対して様々な施策に取り組んでいるが、市の施策だけでは、多様化・複雑化する市民ニーズに応えることは難しくなっている。そのため、市民等の活動団体との協働により、地域の課題解決につなげることが求められる。そのためには、市がどのような施策を行っているのかを市民等に理解してもらうことが必要不可欠であることから、多様な手法、媒体を通して市の施策を分かりやすく提供している。
イ 中間支援組織の役割	市民と市、又は市民同士をはじめとした協働の各主体を仲介し、市民の自主的な課題解決を支援するための組織。協働の各主体の間でネットワーク、コーディネートなどの機能を持ち、情報やノウハウの提供を行います。川口市で主な中間支援組織としては、かわぐち市民パートナーステーションやかわぐちボランティアセンターがある。

23

協働のための仕組みづくり②

(市の施策の情報提供、中間支援組織の役割、市の支援策等)

ウ 支援策等	協働や市民活動を進めていく上で、市民団体にとって活動場所や活動資金、組織体制の強化は必要不可欠である。市では①活動場所の提供、②活動資金（市民活動助成金、協働推進事業助成金）、③NPO支援事業等、支援策等を行っている。
--------	---

24

4 市民団体と市との協働の事例

25

市民団体と市との協働の事例①

地域クラブ活動推進事業

協働主体	特定非営利活動法人SCORE、特定非営利活動法人エンジョイランニング、特定非営利活動法人スポーツ・サンクチュアリ・川口（市民団体） 教育政策室
協働の種類	共催

少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が、地域で多様なスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実するとともに、生徒のニーズに応じた、より質の高い活動を提供することを目的として、各連盟や協会、地域団体、学校等と連携のうえ、学校部活動の地域移行を推進するもの。

26

市民団体と市との協働の事例②

エコライフDAY

協働主体	認定NPO法人川口市民環境会議（市民団体） 環境総務課
協働の種類	共催



「地球温暖化防止活動」として、毎年6月の第2日曜日に、環境のことを考えた生活を実践してもらう「エコライフDAY」を実施している。

チェックシートを使用してその成果をCO2（二酸化炭素）の削減量という形で公表している。

27

まとめ

28

協働の目的（再）

社会環境の変化



市民ニーズの多様化に伴い、行政ニーズも多様化するが、全てに応えることは困難。市民等と行政との協働が必要。

29

終わりに

かわぐちボランティアセンター

- ・ボランティアの相談
- ・個人のボランティア登録
- ・ボランティアのマッチングなども行っている。

協働推進課（かわぐち市民パートナーステーション）

川口市協働推進員を配置

- ・地域の課題を解決しようとする団体等の設立、運営、課題に関する相談
- ・団体同士、団体と個人、活動資金などについて、マッチングを行う
- ・ボランティア活動や市民活動に関する情報発信を行う
- ・その他、ボランティア活動や市民活動に関する相談全般

川口市協働推進課

電話 048-227-7633

かわぐちボランティアセンター

電話 048-227-7640

30